

宮城県公報

行 政 委 員 会
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定	(同)	二
○生活保護法による指定施術者の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	(同)	三
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	三
○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託	(子育て社会推進室)	三
○漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(水産業基盤整備課)	三
○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の数量の超過	(同)	四
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	五
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	五
○市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可	(都市計画課)	六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	一〇
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	一〇
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	一一
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	一三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一三

ページ

議 会

教育委員会

- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表 一四
- 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 一四
- 東日本大震災に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則 一五

人事委員会

- 第七十回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施 一五
- 宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施 一五
- 第七十回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十七回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施 一五

正 誤

- 宮城県公報号外第九号(平成三十一年三月二十二日付け)中 一五

告 示

○宮城県告示第四百三十二号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ツルハドラッグイオンタ ウン矢本調剤薬局	東松島市小松字谷地二百八他	平成三十一年三月一日
ももせクリニック	塩竈市清水沢四丁目三十七ー二十	平成三十一年三月一日
佐々木薬局豊里店	登米市豊里町浦軒九十四番三	平成三十一年四月一日
薬局アリエス小泉店	大崎市古川小泉字泉四十一	平成三十一年四月一日

せきね歯科クリニック	角田市角田字大町一―十	平成三十一年四月一日
やもと内科クリニック	東松島市矢本字大溜三百二十五番地	平成三十一年四月一日
一般社団法人石巻薬剤師 会 会宮女川薬局	牡鹿郡女川町女川浜字女川八十六番地の 一 S G I 十五街区八画地	平成三十一年三月四日
後藤歯科医院	柴田郡大河原町幸町八―二十三	平成三十一年三月一日
東松島市鳴瀬歯科診療所	東松島市牛網字駅前一丁目二番地一	平成三十一年三月一日
大郷訪問看護ステーション	黒川郡大郷町羽生字中ノ町十一番一	平成三十一年二月一日
イオンタウン矢本内科	東松島市小松字谷地二百二十六	平成三十一年一月一日

○宮城県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
さくら薬局登米とよま店	登米市登米町寺池桜小路九十九番十七	平成三十一年二月七日
みかみ歯科医院	角田市角田字大町一―十	平成三十一年二月二十八日
フジ調剤薬局	亘理郡亘理町字旧館三十一―一	平成三十一年二月二十八日
大富耳鼻咽喉科	富谷市日吉台二―三十四―一	平成三十一年二月二十八日
東松島市鳴瀬歯科診療所	東松島市牛網字駅前一丁目二番地一	平成三十一年三月一日
一般社団法人石巻薬剤師 会 会宮女川薬局	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一―一六	平成三十一年三月三日

○宮城県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前 アイランド薬局大崎 古川店	大崎市古川穂波三丁目七番七号	平成三十一年一月一日
変更後 アイフレンド薬局穂 波		

○宮城県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
大久保 小 百合	レイス治療院大河原	柴田郡大河原町字五十五―二 サウ スロアヴェール百三三号室	平成三十一年 三月一日
遊佐 嘉純	ファースト大崎治療院	大崎市古川大幡道上十二―一	平成三十一年 四月一日

○宮城県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	廃止年月日
佐々木 耕一朗	ささき鍼灸接骨院	大崎市鹿島台平渡字新屋敷下四	平成三十一年三月二十一日

○宮城県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
変更前 大山 徹也	整骨院green room若林	仙台市若林区若林四丁目一十二	平成三十一年一月二十八日
変更後	整骨院green room大和吉岡	黒川郡大和町吉岡東二丁目二一	

○宮城県告示第四百三十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
齋藤病院	石卷市山下町一七―二十四	平成三十一年四月二十四日	平成三十四年四月二十三日

○宮城県告示第四百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成三十一年三月二十九日次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方
東京都千代田区麹町一丁目六番地二
社会福祉法人日本保育協会
- 二 委託期間
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び栈橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方
気仙沼市八日町一―一―一
気仙沼市
- 二 委託期間
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び栈橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方
石巻市穀町一四―一
石巻市
- 二 委託期間
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港における岸壁、物揚場及び栈橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十六日

一 委託の相手方

塩竈市旭町一―一

塩竈市

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、女川漁港における岸壁、物揚場及び桟橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

牡鹿郡女川町女川浜字女川一七八番地KK一八街区一画地

女川町

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、志津川漁港における岸壁、物揚場及び桟橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

本吉郡南三陸町志津川字沼田一〇一

南三陸町

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、閑上漁港及び

荒浜漁港における岸壁、物揚場及び桟橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一―二七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市潮見町二五一

特定非営利活動法人 気仙沼清港会

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十七号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成三十一年宮城県規則第十号）第二条第二款に規定する県計画において定める漁船漁業等に係る三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、当該くろまぐろの管理期間（平成三十一年四月一日から同年九月三十日まで）における知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるので、同規則第三条第一号の規定により告示する。

なお、この告示に係る当該くろまぐろの採捕の停止期間は、平成三十一年四月二十六日から平成三十一年九月三十日までとする。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

亙理郡亙理町吉田字砂浜一の二〇・一の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、山元町山寺字須賀一の一五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二1 解除に係る保安林の所在場所

亙理郡亙理町吉田字砂浜一の二〇・一の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、山元町山寺字須賀一の一五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。
牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。
牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取

り消した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成三十一年四月十八日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社KY Corporation 川西 一夫	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
登米市迫町佐沼字光ヶ丘七十四	般一二十七 第二万四百十三号		

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確認できず、平成三十一年三月五日付け宮城県告示第百五十五号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第四百五十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について認可した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月二十六日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十一番、四十三番、四十四番一、四十五番一、四十六番一、

四十七番二、四十八番一、四十九番一、四十九番三、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十二番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番二、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十七番、百二十八番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十二番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百四十七番、百四十八番、百四十九番、百五十二番、百五十三番、百五十四番、百五十五番、百五十八番一の一部、二百番一の一部及び三・三・百三十二号一國幹線の一部

四 事務所の所在地

塩竈市海岸通三番十号

五 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

六 変更の内容

事業施行期間の終期を平成三十三年三月三十一日に変更する。

七 変更認可の年月日

平成三十一年四月十九日

○宮城県告示第四百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
新館の1	急傾斜地の崩壊	白石市新館町（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

て縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区
域に指定する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
峠田町頭沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字峠田町頭、俣ノ台、上の台、明神下（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城大河原土木 事務所
坂の下沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字茂庭道（次の図のとおり）	次の図のとおり	
明神下沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字境ノ沢、林子沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	
峠前沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字峠前、水下道上、水 下道下、干蒲 俣ノ下（次の図のと おり）	次の図のと おり	
大沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字俣ノ上地蔵前、熊ノ 前、行人原道上、峠前、干蒲（次の図 のとおり）	次の図のと おり	
シンナシ沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字行人原道上、行人原 道下、三十刈道上、三十刈道下（次の 図のとおり）	次の図のと おり	
坂ノ上沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字坂ノ上、大柳坂下、 寺前（次の図のとおり）	次の図のと おり	
東口道上沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字東口道上、東口道下 （次の図のとおり）	次の図のと おり	
東口道上沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字東口道上、東口道 下、天神平（次の図のとおり）	次の図のと おり	
3 東口道上沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字東口道上、東口道 下、天神平（次の図のとおり）	次の図のと おり	
陳ノ窪沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字陳ノ窪、滝ノ上（次 の図のとおり）	次の図のと おり	
八ツ森沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字八ツ森、中之沢、八 ツ分（次の図のとおり）	次の図のと おり	

原谷地際沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字原谷地際、堤東森、 原道下（次の図のとおり）
柏木山沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字柏木山（次の図のと おり）
大原沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字柏木山（次の図のと おり）
根添沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字根添、上野（次の図 のとおり）
六本杉	急傾斜地 の崩壊	刈田郡七ヶ宿町字六本杉、天神平（次 の図のとおり）
大森沢	土石流	白石市白川小奥字大森、東（次の図の のとおり）
川畑沢 1	土石流	白石市白川津田字川畑、後安入（次の 図のとおり）
引目田沢	土石流	白石市白川犬卒都婆字引目田、荻窪尻 （次の図のとおり）
菊面石沢 1	土石流	白石市大鷹沢大町字菊面石（次の図の のとおり）
菊面石沢 2	土石流	白石市大鷹沢大町字菊面石（次の図の のとおり）
大淵沢 1	土石流	白石市白川津田字大淵、後安入（次の 図のとおり）
大淵沢 3	土石流	白石市白川津田字大淵、後安入、若円 （次の図のとおり）
大淵沢 4	土石流	白石市白川津田字大淵、後安入、若円 （次の図のとおり）
駒屋敷沢	土石流	白石市小原字駒屋敷、摺切、小平入、 身ノ木平、平六下、追倉、山根屋敷（次 の図のとおり）
平沢	土石流	白石市小原字平（次の図のとおり）
猿鼻沢 1	土石流	白石市小原字猿鼻、三林（次の図のと おり）
小久保平沢	土石流	白石市小原字小久保平（次の図のと おり）
作屋沢 1	土石流	白石市福岡蔵本字作屋、作屋山（次の 図のとおり）
作屋沢 2	土石流	白石市福岡蔵本字作屋、作屋山（次の 図のとおり）
岩見柴沢 1	土石流	白石市福岡深谷字岩見柴（次の図のと おり）

大館	井戸の1	穴ノ前	川久保	西坂	上神明前	下館	大嶽	大嶽後	河童屋敷	大鹿野	大網中沢	江志沢	中沢田沢2	中沢田沢1	上沢田沢2	上沢田沢1	山口沢1	沢ノ又後山	山崎屋敷沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
白石市大鷹沢大町字大館（次の図のとおり）	白石市郡山字井戸（次の図のとおり）	白石市郡山字穴ノ前（次の図のとおり）	白石市小原字川久保（次の図のとおり）	白石市福岡蔵本字西坂（次の図のとおり）	白石市大平森合字上神明前、内田前（次の図のとおり）	白石市福岡蔵本字下館、一本木（次の図のとおり）	白石市福岡八宮字大嶽（次の図のとおり）	白石市福岡八宮字大嶽後（次の図のとおり）	白石市福岡深谷字河童屋敷（次の図のとおり）	白石市福岡深谷字大鹿野、山神（次の図のとおり）	白石市福岡八宮字大網中、上大網上、垂清日向（次の図のとおり）	白石市小原字江志屋敷廻、江志堤下、町東裏山（次の図のとおり）	白石市齋川字間松、中沢田（次の図のとおり）	白石市齋川字坂木、中沢田、上沢田（次の図のとおり）	白石市齋川字上沢田（次の図のとおり）	白石市齋川字上沢田（次の図のとおり）	白石市小下倉字山岸、下新田（次の図のとおり）	白石市大鷹沢鷹巢字黒岩下、釜前（次の図のとおり）	白石市白川津田字山崎屋敷（次の図のとおり）

山岸	山口	滝下の2	佐野	峯前	井戸の2	堂伝山	宮下の2	石神の2	石神の1	滝尻屋敷	中沢田	池ノ入山	竹原	戸谷の2	戸谷の1	落合の4	落合の3	落合の2	落合の1	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
白石市小下倉字山岸、岩下（次の図のとおり）	白石市小下倉字山岸、下新田（次の図のとおり）	白石市福岡蔵本字滝下、勝坂（次の図のとおり）	白石市白川内親字佐野（次の図のとおり）	白石市齋川字峯前（次の図のとおり）	白石市郡山字井戸（次の図のとおり）	白石市大平坂合字堂伝山、西在家山（次の図のとおり）	白石市越河五賀字宮下（次の図のとおり）	白石市越河平字石神、下谷地（次の図のとおり）	白石市越河平字石神、下谷地（次の図のとおり）	白石市齋川字滝尻屋敷、樋尻（次の図のとおり）	白石市齋川字中沢田（次の図のとおり）	白石市齋川字池ノ入山、中沢田（次の図のとおり）	白石市齋川字竹原（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字戸谷、唐竹（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字戸谷（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字落合（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字落合（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字落合（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字落合（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字落合（次の図のとおり）

赤丸西	若円	菊面石の2	菊面石の1	柳沢	深田	稲荷堂	宇当坂	弓附	宮在家の2	宮在家の1	坂端	根尾平	入山	沼一番	亀ヶ坂	3 荒屋敷下の	1 荒屋敷下の	上久保向	樋口
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
白石市白川津田字川畑（次の図のとおり）	白石市白川津田字若円（次の図のとおり）	白石市大鷹沢大町字菊面石（次の図のとおり）	白石市大鷹沢大町字菊面石（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字柳沢（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字深田（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字稲荷堂（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字宇当坂、下長柴山（次の図のとおり）	白石市大鷹沢大町字弓附（次の図のとおり）	白石市大鷹沢大町字宮在家（次の図のとおり）	白石市大鷹沢大町字宮在家（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字坂端（次の図のとおり）	白石市小原字根尾平、弥太郎山（次の図のとおり）	白石市小原字根尾平、弥太郎山（次の図のとおり）	白石市福岡蔵本字沼二番、長峰（次の図のとおり）	白石市福岡蔵本字亀ヶ坂（次の図のとおり）	白石市斎川字御岳前、竹原（次の図のとおり）	白石市斎川字荒屋敷下、堤下（次の図のとおり）	白石市斎川字上久保向（次の図のとおり）	白石市郡山字樋口、下関下（次の図のとおり）

原前沢	猿田沢1	東山沢2	三の輪沢	北原尾沢2	北原尾沢1	八室沢2	八室沢1	八山沢	鍛冶沢沢2	鍛冶沢沢1	岩蔵寺沢	青竹沢	根方沢4	五丁目の2	五丁目の1	砂押	青木前	東の2	東の1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
刈田郡蔵王町宮字原前、二渡入、前山、新原前（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町宮字山王山（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町矢附字南光、蔵ヶ島（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町小村崎字三の輪、清水、三の輪屋敷（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字北原尾（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字北原尾（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八室（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八室（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山、大枝山、八室（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町曲竹字青ノクキ、小野入（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町曲竹字青ノクキ、小野入（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町曲竹字岩蔵寺、清水山、畑沢山、青ノクキ、北向山（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町曲竹字青竹（次の図のとおり）	刈田郡蔵王町曲竹字根方、青竹（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字五丁目（次の図のとおり）	白石市大鷹沢三沢字五丁目（次の図のとおり）	白石市大鷹沢大町字砂押（次の図のとおり）	白石市白川内親字青木前（次の図のとおり）	白石市白川小奥字東（次の図のとおり）	白石市白川小奥字東（次の図のとおり）

新地東裏山	逆川	岩蔵寺	清水山	清水	天神	丈六の2	上ノ原	清水原の2	清水原の1	八山	柵宜の沢	館	坂下屋敷	丈六の1	二坂沢1	鴨田沢	白久保屋敷 沢3	白久保屋敷 沢1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地東裏山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字逆川(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町曲竹字岩蔵寺、清水山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町曲竹字清水山、清水(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町曲竹字清水、清水山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町曲竹字天神、天神山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町平沢字丈六(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字清水原(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字清水原(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町曲竹字柵宜ノ沢、館山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町矢附字館、西山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町円田字坂下屋敷(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町平沢字丈六(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字本屋敷、小金田、籠石山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字鴨田、柵山、柵林大久保(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字白久保大立山、白久保山、白久保入、白久保前(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字白久保屋敷、松原前、寺入、中才、白久保大立山(次の図のとおり)

定谷口	急傾斜地の崩壊	刈田郡蔵王町宮字大日向山、猿田(次の図のとおり)
戸井下	急傾斜地の崩壊	刈田郡蔵王町宮字戸井下、手倉森山、原入(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項及び第九條第一項の規定によりした次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
新館の1	急傾斜地の崩壊	白石市新館町(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
上茂ヶ沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字茂ヶ沢(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
水下道上沢	土石流	刈田郡七ヶ宿町字水下道上、水下道下、峠前、俣ノ下(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所

上沢田	2 荒屋敷下の	権現山	威徳寺前	新湯	大網沢2	大網沢1	鍋割沢	灰場沢	三本木沢	南部屋敷沢	根尾平沢	新湯沢2	新湯沢1	大淵沢5	大淵沢2	大平沢	川畑沢2	小松沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
白石市斎川字上沢田(次の図のとおり)	白石市斎川字荒屋敷下(次の図のとおり)	白石市大平森合字権現山(次の図のとおり)	白石市大平中目字威徳寺前(次の図のとおり)	白石市小原字新湯(次の図のとおり)	白石市福岡八宮字大網中、上大網上、垂清日向(次の図のとおり)	白石市福岡八宮字大網中、上大網上、垂清日向(次の図のとおり)	白石市小原字沼田入、萩立、斎沢前森(次の図のとおり)	白石市大平森合字中原、中畑前、唐沢前、北城前、北城山、堂ヶ原、北堂原、南山田、上原町、原町、下観音前、白川前畑、御所ノ内(次の図のとおり)	白石市福岡深谷字鍋倉山(次の図のとおり)	白石市福岡蔵本字南部屋敷(次の図のとおり)	白石市小原字根尾平(次の図のとおり)	白石市小原字新湯、湯元(次の図のとおり)	白石市小原字新湯、湯元(次の図のとおり)	白石市白川津田字大淵、後安入、安堵、川畑(次の図のとおり)	白石市白川津田字大淵、後安入(次の図のとおり)	白石市白川犬卒都婆字大平(次の図のとおり)	白石市白川津田字川畑(次の図のとおり)	刈田郡七ヶ宿町字滝ノ上、小松沢、陳ノ窪(次の図のとおり)

土浮山沢1	西山沢	蔵ヶ島沢	四十三沢	白久保屋敷沢2	白久保屋敷沢4	桐林沢1	桐林沢2	二坂沢2	二坂沢3	二坂沢4	小妻坂山	松原入
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町矢附字西山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町矢附字東山、南光脇(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字前山、松原山、山下(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字白久保入、白久保前、白久保山、白久保向、白久保大立山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字白久保屋敷、白久保前、白久保山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字桐林、小山崎、駒林、白久保山、鴨田、竹の花、小山崎平(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字桐林、桐山、桐林大久保(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字本屋敷、小金田(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字小金田、本屋敷、籠石山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字小金田、籠石山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字松原入、花籠、山下、四十三、宮道下、松原山(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、秋保町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

一 就任した者

平成三十一年四月一日	柴田 市郎	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六番地	理事
平成三十一年四月一日	齋藤 亨	仙台市太白区秋保町馬場字町南六十番地	監事
平成三十一年四月一日	菅原 徹郎	仙台市太白区秋保町馬場字上原十三番地の三	理事
平成三十一年四月一日	太田 勝	仙台市太白区秋保町馬場字町南三十三番地	理事
平成三十一年四月一日	柴田 豊治	仙台市太白区秋保町境野字中屋敷四十三番地	理事
平成三十一年四月一日	柴田 誠哉	仙台市太白区秋保町長袋字門前八番地	理事
平成三十一年四月一日	佐藤 英治郎	仙台市太白区秋保町長袋字大原四十九番地	理事
平成三十一年四月一日	伊藤 清史	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前三番地の二	理事
平成三十一年四月一日	中野 勲	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六番地	理事

二 退任した者

平成三十一年三月三十一日	中野 勲	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六番地	理事
平成三十一年三月三十一日	齋藤 弘勝	仙台市太白区秋保町馬場字竹林四十六番地	理事
平成三十一年三月三十一日	伊藤 清史	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前三番地の二	理事
平成三十一年三月三十一日	佐藤 英治郎	仙台市太白区秋保町長袋字大原四十九番地	理事
平成三十一年三月三十一日	柴田 誠哉	仙台市太白区秋保町境野字門前八番地	理事
平成三十一年三月三十一日	柴田 豊治	仙台市太白区秋保町境野字中屋敷四十三番地	理事
平成三十一年三月三十一日	太田 勝	仙台市太白区秋保町馬場字町南三十三番地	理事

○宮城県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、巨理土地改良区役員 の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

一 就任した者

平成三十一年三月三十一日	齋藤 亨	仙台市太白区秋保町馬場字町南六十番地	監事
平成三十一年三月三十一日	柴田 市郎	仙台市太白区秋保町境野字野尻七十四番地	監事

平成三十一年三月二十二日	山下 正博	巨理町逢隈小山字内堀小八十六番地	理事
平成三十一年三月二十二日	高橋 久壽	巨理町字祝田十六番地	理事
平成三十一年三月二十二日	我妻 一康	巨理町字桜小路五十番地二	理事
平成三十一年三月二十二日	日下 清一	巨理町長瀬字平場三十七番地二	理事
平成三十一年三月二十二日	齋藤 盛夫	巨理町吉田字南上二百三十二番地一	理事
平成三十一年三月二十二日	渡辺 成寿	山元町高瀬字赤坂七十八番地二	理事
平成三十一年三月二十二日	菊地 義光	山元町山寺字頭無二百十二番地	理事
平成三十一年三月二十二日	志子田 孝夫	山元町つばめの杜三丁目八番地六	理事
平成三十一年三月二十二日	横山 忠昭	巨理町荒浜字上新田五十番地一	理事
平成三十一年三月二十二日	大友 孝章	巨理町逢隈榎袋字砂金百九十二番地	理事
平成三十一年三月二十二日	阿部 賢一	山元町坂元字原一十五番地	理事
平成三十一年三月二十二日	野村 和則	巨理町逢隈牛袋字水口八十六番地一	理事

二 退任した者

平成三十一年三月二十二日	岸田 幸雄	山元町大平字原十九番地三	監事
平成三十一年三月二十二日	鈴木 俊	巨理町吉田字村百十九番地	監事
平成三十一年三月二十二日	松本 俊彦	巨理町逢隈十文字字佐渡百四十三番地	監事
平成三十一年三月二十二日	武田 真芳	巨理町吉田字松元百八十一番地	理事

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成三十一年三月二十一日	山下 正博	巨理町逢隈小山字内堀小八十六番地	理事
平成三十一年三月二十一日	菊地 真悦	巨理町逢隈牛袋字館内八十八番地	理事
平成三十一年三月二十一日	高橋 久壽	巨理町字祝田十六番地	理事
平成三十一年三月二十一日	我妻 一康	巨理町字桜小路五十番地二	理事
平成三十一年三月二十一日	山下 清一	巨理町長瀬字平場三十七番地二	理事
平成三十一年三月二十一日	齋藤 盛夫	巨理町吉田字南上二百三十二番地一	理事
平成三十一年三月二十一日	三戸部 孝二	巨理町吉田字板橋百三十五番十二	理事
平成三十一年三月二十一日	渡辺 成寿	山元町高瀬字赤坂七十八番地二	理事
平成三十一年三月二十一日	菊地 義光	山元町山寺字頭無二百十二番地	理事
平成三十一年三月二十一日	志子田 孝夫	山元町つばめの杜三丁目八番地六	理事
平成三十一年三月二十一日	横山 忠昭	巨理町荒浜字上新田五十番地一	理事
平成三十一年三月二十一日	大友 孝章	巨理町逢隈榎袋字砂金百九十二番地	理事
平成三十一年三月二十一日	阿部 賢一	山元町坂元字原一十五番地	理事
平成三十一年三月二十一日	松本 俊彦	巨理町逢隈十文字字佐渡百四十三番地	監事

平成三十一年三月二十一日	鈴木 俊	巨理町吉田字村百十九番地	監事
平成三十一年三月二十一日	平間 義行	山元町高瀬字東石山原九十七番地	監事

○宮城県告示第四百五十九号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年四月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小野 和 宏

○宮城県告示第四百六十号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年四月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小野 和 宏

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市田高字原六十番三、六十一番二、六十二番一、六十二番三、六十二番一地先の水の一部、同市高館吉田字野来一番一、一番三、一番三十五番一、一番一地先の道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市杜せきのした二丁目八番地の二十九

株式会社フタバ不動産

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十一年四月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域
宮城県知事 村 井 嘉 浩
利府町澤乙字白石沢三十二番十の一部（三十二番十地先の道の一部）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市若林区伊在二丁目一番地の二
大翔株式会社

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、平成三十一年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。
平成三十一年四月二十六日

宮城県議会議長 佐 藤 光 樹

平成30年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

受付件数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存	
8	5	2	0	0	1	
					取 下 げ	
					処 理 中	0

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 審査請求の状況

(1) 件数及び処理状況

審査請求件数	処 理 状 況

前年度からの繰越件数	当年度の新規請求件数	決 定				取 下 げ	審 理 中	そ の 他
		却 下	棄 却	認 容	一部認容			
0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

審査請求年月日	件 名	処 理 状 況
	な	し

教 育 委 員 会

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第六号

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「災害をいう」の下に。「以下同じ」を加え、同条第三項を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

（貸付けの制限）

第七条の二 前条第一項の奨学資金の貸付け又は東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する都道府県による給付金等（一時的な支援のための給付金等を除く。）の給付を受ける者は、被災生徒奨学資金の貸付けを受けることができない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東日本大震災に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第七号

東日本大震災に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平 第 四 号」を「 第 四 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

○第七十回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊一のとおり実施する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）を別冊二のとおり実施する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○第七十回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第七十七回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊三のとおり実施する。

平成三十一年四月二十六日

宮城県人事委員会

正 誤

委員長 千葉裕一

○宮城県公報号外第九号（平成三十一年三月二十二日付け）中

ページ 六

段 上

行 一〇

正 誤

（林業技術総合センター）
第九十三条 林業に関する試験研究及び指導を行うため、林業技術総合センターを設置する。

第九十三条 林業に関する試験研究及び指導を行うため、林業技術総合センターを設置する。